

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◆ 告 示
字の区域の変更
争議行為の実施
土地改良法による換地処分
公有水面の埋立ての免許の出願
漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者である
地方公共団体の長が管理する区域に係る告示の廃止
土地収用法による事業の認定
道路の区域の変更
道路の供用の開始
開発行為に関する工事の完了
- ◆ 選 管 告 示
昭和五十六年十一月一日執行の参議院地方選出議員補欠
選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他
の収入並びに支出の報告書の要旨
- ◆ 教 委 告 示
教育委員会の招集
- ◆ 公 告
行政書士試験の合格者
- ◆ 正 誤
昭和五十六年五月鳥取県告示第五百十三号中訂正

告 示

鳥取県告示第千六百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による岩立地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和五十五年二月五日現在の地番による。）

岩立字上原

岩立字上原のうち一三四の一、一三四の二、一三四の四、一三六から一三八まで、一四七の一部、一四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに岩立字原畑一五四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

岩立字原畑

岩立字原畑のうち一五四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに岩立字上原一三四の一、一三四の二、一三四の四、一三六から一三八まで、一四七の一部、一四八の一部及びこれらと一体をなす国有地

<p>岩立字千草ウネ</p>	<p>岩立字千草ウネのうち九七一の一の一部、九七六の一部、九八一から九八三までの一部、九八八から九九〇までの一部、九九三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、岩立字瀧ノ上九五四の二の一部、九五四の三の一部、九五四の四、九五五、九五六、九五七の三の一部、九五八、九五九の一、九五九の二、九六一の二、九六二、九六三及びこれらと一体をなす国有地並びに九五四の三と一体をなす国有地並びに岩立字コセキワ九二五の一部、九二六の一の一部、九三四の一部、九三五の一部、九四三の一部、九四四の一部、九四五から九四九まで、九五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>岩立字瀧ノ上</p>	<p>岩立字瀧ノ上のうち九五四の二の一部、九五四の三の一部、九五四の四、九五五、九五六、九五七の三の一部、九五八、九五九の一、九五九の二、九六一の二、九六二、九六三及びこれらと一体をなす国有地並びに九五四の三と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>岩立字砕岩</p>	<p>岩立字砕岩のうち九九四から九九七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに岩立字千草ウネ九七一の一の一部、九七六の一部、九八一から九八三までの一部、九八八から九九〇までの一部、九九三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>岩立字コセキワ</p>	<p>岩立字コセキワのうち九二五の一部、九二六の一の一部、九三四の一部、九三五の一部、九四三の一部、九四四の一部、九四五から九四九まで、九五〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、岩立字千草ウネ九五八、九五九の二、九五九の三、九六〇の二、九六〇の三、九六〇の四及びこれらと一体をなす国有地並びに岩立字砕岩九九四から九九七までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>岩立字北谷</p>	<p>岩立字北谷の全域並びに岩立字向原八四九の二の一部、</p>

<p>岩立字向原</p>	<p>八五〇の一部、八五三の一部、八五四の一部及びこれらと一体をなす国有地 岩立字向原のうち八四九の二の一部、八五〇の一部、八五三の一部、八五四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
--------------	--

鳥取県告示第千六百六十七号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長田中孝博から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

- 1 定年延長に関する要求の件
- 2 退職金増額に関する要求の件
- 3 労働時間短縮に関する要求の件
- 4 労災特別補償に関する要求の件
- 5 増員に関する要求の件
- 6 諸手当に関する要求の件
- 7 一時金に関する要求の件

二 日時

昭和五十六年十一月二十九日午前零時からこの事件の解決に至るときまで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社に勤務する組合員の所属する全職場（鳥取市及び国

府町）

四 形態

全面的、部分的、連続的又は断続的に、多種多様の争議行為及びこれらに対する妨害排除のための争議行為を単独に、又は併用して行う。

鳥取県告示第千百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町から同町が行う土地改良事業に係る岩立地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千百六十九号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十

年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び淀江町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十六年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

淀江漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字淀江字長町九三一番地一地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 淀江漁港東防波堤灯台（北緯三五度二七分三八秒東経一三三度二五分三九秒）から一六二度〇〇分二五四・〇〇メートルの地点（以下「A地点」という。）から一一度一〇分四一・五〇メートルの地点

2の地点 A地点から二度四五分四〇・二〇メートルの地点

3の地点 A地点から二八七度一五分二九・六〇メートルの地点

4の地点 A地点から二九四度五〇分三五・二〇メートルの地点

(三) 面積

三五〇・七二平方メートル
三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

西伯郡淀江町大字淀江字長町九三一番地一地主公有水面及び陸域

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びオの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 A地点から二六度一〇分五五・七〇メートルの地点

イの地点 A地点から二一度四五分一七・四〇メートルの地点

ウの地点 A地点から二五九度四五分二六・七〇メートルの地点

エの地点 A地点から三〇五度一〇分六四・四〇メートルの地点

オの地点 A地点から三五四度二〇分六六・九〇メートルの地点

(三) 面積

二、九八七・四五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

昭和五十六年十一月五日

鳥取県告示第千七百七十号

昭和四十一年二月鳥取県告示第五十四号(漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域について)は、廃止する。

昭和五十六年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千七百七十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

境港市

二 事業の種類

境港市民テニスコート新設事業

三 起業地

1 収用の部分 境港市新屋町字五郎作灘地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

境港市役所

鳥取県告示第千七百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

道路の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和五十六年十一月二十五日から二週間鳥取県土木部
 道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

国道	路線名	変更		敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
		前後別	区 間		
三百七十号		変更前	八頭郡智頭町大字駒船字上木原	七〇	二、〇五五・〇
		変更後	二六二番地先から同大字字右船六	三八〇	一、四五六・〇
		変更前	八頭郡智頭町大字駒船字人坂六	一一〇	一、四五六・〇
		変更後	六三番二地先まで	四五〇	

県道	路線名	区 間	変更		敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
			前後別	区 間		
上徳山俣野江府線		日野郡江府町大字俣野字宮ノ後 口道下タ三八七番一地从先から同 町大字武庫字今市四五〇番二地 先まで	変更前	三・七	三・七	四、二八二・〇
			変更後	一〇〇	八九〇	四、三七〇・〇

鳥取県告示第千七百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、昭和五十六年十一月二十五日から二週間鳥取県土木部
 道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十六年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

国道	県道	種別	区 間	供用開始の期日
三百七十号	上徳山俣野江府線	区 間	日野郡江府町大字俣野字宮ノ後 口道下タ三八七番一地从先から同 町大字武庫字今市四五〇番二地 先まで	昭和五十六年十一月二十六日
			八頭郡智頭町大字駒船字人坂六 五八番地先から同大字字右船一 六二番二地先まで	昭和五十六年十二月二日

鳥取県告示第千七百七十四号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年
 法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年十一月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 開発許可の年月日及び番号
 昭和五十五年十月三十日 鳥取県指令受都計第二百四十五号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
 鳥取市吉成字古市土居ノ上及び字財ノ木
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九
日興土地観光有限会社
代表取締役 墨土健英

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十六年十一月一日執行の参議院地方選出議員補欠選挙の候補者の選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十六年十一月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

公職の候補者の選挙運動に關する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 昭和56年11月1日執行参議院地方選出議員補欠選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に關する支出の金額の制限額 15,538,100円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小林国司	所属党派	自由民主党
出納責任者氏名	千代西尾 泰章	9月28日から 期間 11月14日まで 第1回分	

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	1,600,000
(氏名、団体名) (職業) (寄附額)		家屋費	879,650
自由民主党 政党	5,000,000	選挙事務所費	734,960
小林国司後援会 政治団体	2,000,000	集合会場費	144,690
全国食糧事業同友会 "	200,000	通信費	25,300
鳥取県医師連盟 団体	100,000	交通費	789,336
鳥取県歯科医師会 "	100,000	印刷費	2,403,000
全国林業政治連盟 政治団体	50,000	広告費	1,354,106
鳥取県支部		文具費	162,418
全国醤油協会 団体	50,000	食糧費	531,045
全国醤油工業協同組合 "	50,000	雑費	53,325
その他の寄附	—	雑費	263,514
その他の収入	1,000,000	今回計	8,061,694
今回計	8,550,000	今回計	8,061,694
総計	8,550,000	総計	8,061,694

報告書受理年月日	昭和56年11月14日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	新見 修	所属党派	日本社会党
出納責任者氏名	渡 辺 孝太郎	期 間	9月28日から 11月4日まで 第1回分

収 入	円	支 出	円
主たる寄附		人 件 費	460,000
(氏名、団体名)	(職業)	家 屋 費	476,000
	(寄附額)	選挙事務所費	476,000
新見修東部後援会	政治団体	集合会場費	—
3,000,000			
新見修西部後援会	”	通 信 費	60,090
1,500,000		交 通 費	416,880
新見修中部後援会	”	印 刷 費	2,471,700
500,000		広 告 費	733,000
		文 具 費	137,987
		食 糧 費	172,650
		休 泊 費	88,606
		雑 費	221,758
その他の寄附	—		
その他の収入	1,000,000		
今 回 計	6,000,000	今 回 計	5,238,671
総 計	6,000,000	総 計	5,238,671

報告書受理年月日 昭和56年11月16日 第1回報告分

候補者氏名	やまだ睦美	所属党派	日本共産党
出納責任者氏名	幅 田 千富美	期 間	10月8日から 11月14日まで 第1回分

収 入	円	支 出	円
主たる寄附		人 件 費	272,000
(氏名、団体名)	(職業)	家 屋 費	53,000
	(寄附額)	選挙事務所費	53,000
日本共産党鳥取県 委員会	政 党	集合会場費	—
568,715			
江原 勝	団体役員	通 信 費	64,420
150,000		交 通 費	24,095
百村 清	医 師	印 刷 費	948,000
100,000		広 告 費	214,284
石尾 実	団体役員	文 具 費	1,951
100,000		食 糧 費	31,800
大谷 輝子	”	休 泊 費	59,200
100,000		雑 費	23,465
南 博	商 業		
90,000			
伊谷 周一	”		
70,000			
津村 勝光	団体役員		
54,000			
竹内 利友	”		
50,000			
幅田 皓正	”		
34,000			
その他の寄附	82件		
375,500			
その他の収入	—		
今 回 計	1,692,215	今 回 計	1,692,215
総 計	1,692,215	総 計	1,692,215

報告書受理年月日 昭和56年11月16日 第1回報告分

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十六年十一月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

一 日時 昭和五十六年十一月二十五日(水) 午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- 1 昭和五十六年度末公立学校教職員人事異動方針について
- 2 その他

公 告

昭和56年10月18日に実施した昭和56年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和56年11月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

田中 要司	山川 洋介	山方 彰	岩田 秀樹	中井 健夫
乃倉 唯志	守田 昇	山脇 正俊	北井 辰夫	川田 一郎
岸根 弘幸	田瀬 邦久	稲田 俊彦	森田 優子	株本 正貴
上田 英之輔	中島 彌美	朝倉 紀夫	牧野 寿雄	門脇 正貴
芳賀 尊彦	岡田 敬介	山崎 敏	泉山 篤	古谷 佳子
新井 哲				

正 誤

昭和五十六年五月鳥取県告示第五百十三号(海岸保全区域の指定の一部改正について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段	誤	正
十 上	二六〇六分	二六度〇六分
” ”	大字西伯	大字西坪
” 下	基点三の一	補助点三の一

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む。)】